

# 太宰府市飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業（概要）

この事業は飼い主のいない猫の繁殖に伴うふん尿、ごみを荒らす等の近隣被害・迷惑を低減させ、市民の動物愛護及び共生意識の高揚と、快適な生活環境の保持に努めることに協力する市民に対し、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する費用の一部を補助金として交付する。

## 対象となる猫

生後6か月以上の飼い主のいない猫

\* 下記は対象外

・飼い主がいる猫 ・手術を施している猫 ・他団体から補助、その他助成措置を受けて手術を施す予定の猫

## 補助金対象者

市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている個人

## 補助対象手術

不妊手術：卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術

去勢手術：精巣を摘出して生殖を不能にする手術

\* 耳先カット手術含む

## 補助金交付額

オス：1頭につき、15,000円（上限）

メス：1頭につき、25,000円（上限）

\* 予算の範囲内で交付

## 申請方法

環境課へ下記書類の提出

- (1) 申請書
- (2) 対象猫のカラー写真（全身及び頭部の拡大写真）
- (3) 対象猫が生息する地域を示した地図
- (4) 飼い主のいない猫給餌等活動状況調査
- (5) 飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助事業誓約書

## 補助決定者 遵守事項

- (1) 対象猫が飼い主のいない猫であることに間違いのないこと。
- (2) 必ず耳先カット手術を実施すること。
- (3) 対象猫が既に手術済であることが判明したときは、補助決定者の負担で耳先カット手術を実施すること。
- (4) 手術後の対象猫を、その飼い主として終生にわたり飼養できる者に引き渡すように努めること。
- (5) 手術後の対象猫を、元の生息場所に戻す場合は、活動状況等地域の理解を得るとともに、近隣に迷惑が及ばないよう終生にわたり餌、ふん尿等の適正な管理に努めること。

# 補助金交付の流れ



申請者



指定動物  
病院

①申請書の入手  
(市HP・窓口)

⑤決定通知受領後、指定動物病院への予約

⑦手術日までに対象猫を捕獲し、当日搬送。  
(決定通知をみせ、委任状を提出すること)

⑨手術実施後、補助金の差額分等の支払い

対象猫を元の生息場所に戻す

②申請書の提出

④交付(不交付)  
決定通知

⑫確定通知

⑩実績報告

⑬請求

⑭補助金支払い

市

③申請書書類審査等

⑪実績報告確認

⑥手術日確定・  
注意事項等説明

⑧診察し問題がな  
ければ手術実施。  
対象猫の返還。